（別紙様式例4）

保育所等訪問支援事業に係る自己評価結果公表用

公表日：令和7年2月17日

事業所名：児童発達支援センター

事業所職員及び保護者の方の御意見を踏まえ、自己評価の結果を公表します。
評価を踏まえて、事業所の運営における課題点及び改善すべき点を確認し、今後の運営に活かしていきます。

区分		チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					訪問先施設の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
			はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	訪問先施設の方のご意見	
環境・体制整備	1	適切な教具教材の使用	○							○							園の教材等を必要に応じて適切に使用しています。
	2	職員の適切な配置	○			多職種(保育士・作業療法士・言語聴覚士)を配置して、対象のお子さんに合わせてチームを組んでいます。				○							専門職の強みを、療育内容に生かしていけるように話合いをしながら療育をしています。
業務改善	1	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）への職員の積極的な参画	○														
	2	第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	○			審議会等で運営状況等について審議を行いながら運営しています。											
	3	職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	○			発達支援に関することや、各専門職の研修等に参加しています。											
適切な支援の提供	1	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での保育所等訪問支援計画の作成	○			事前に保護者・保育園よりアセスメントを実施し、支援計画を作成しています。	○										
	2	保育所等訪問支援計画における子どもの支援に関わる職員の認識の統一	○			保育所等訪問に関わる訪問支援員が共に事前に保育所等に出向き、子どもに関わる職員が共通理解して作成しています。											
	3	保育所等訪問支援計画における、訪問先施設や担任等の意向の取入の実施	○			毎回、話し合う機会を設けています。											
	4	保育所等訪問支援計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	○				○										
	5	保育所等訪問支援計画に沿った適切な支援の実施	○				○										
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	○			平日のみの利用設定になっています。											
	7	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	○			事前の打ち合わせを訪問先の園とも行い、目的を持った保育所等訪問になるよう確認しています。											

区分		チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					訪問先施設の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
			はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	訪問先施設の方のご意見	
	8	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	○														
	9	訪問先の理念、支援手法の尊重	○									○					
	10	日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	○														
	11	定期的なモニタリングの実施及び保育所等訪問支援計画の見直し	○			関係機関、保護者とモニタリングを行い保育所等訪問支援事業の必要性については話合う機会を持つようにしています。											
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	○														
	2	**（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合）**地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施															
	3	**（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合）**子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備															
	4	保育所等訪問支援からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（小学部）等との間での支援内容等の十分な情報共有	○														
	5	他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供	○														
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進															
	7	障がいのない子どもと活動する機会の提供	○														

区分		チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					訪問先施設の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
			はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	訪問先施設の方のご意見	
関係機関との連携（続き）	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	○														
	9	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	○			保育所等訪問を実施後、必ず、保護者に報告し訪問時の状況や、家庭での様子等を共有しながら課題等の共通理解を深められるようにしています。	○										
	10	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント･トレーニング等の支援の実施	○				○										
保護者への説明責任・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	○			契約時に必要事項を説明をしています。	○										
	2	保育所等訪問支援計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	○			契約時や毎回の報告時に支援内容について分かりやすい説明を心掛けています。	○										
	3	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	○				○										
	4	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援			○	保護者会はないので、保護者研修会を開催しています。				○							保護者同士での情報共有ができるよう検討していきます。
	5	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	○				○										
	6	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	○			パレットレターやフェイスブックなどで行事を周知しています。また、毎月配布している「お知らせ」を通じて1か月の予定をお伝えしています。				○							パレットレターやフェイスブックで行事等を報告しております。翌月の行事予定等につきましては、「お知らせ」にて周知させていただいております。
	7	個人情報の取扱いに対する十分な対応	○			取り扱いには十分、気を付けています。	○										四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人情報の取り扱いには細心の注意を払っています。
	8	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	○				○										

区分		チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価					訪問先施設の方の評価					評価を踏まえた改善内容・改善目標
			はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	保護者の方のご意見	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	訪問先施設の方のご意見	
訪問先施設への説明等	1	訪問先施設からの悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	○			訪問時に対象のお子さんの保育中の様子を見て、話し合う時間を設けています。						○				保育や関わり一つ一つに対し、様々な目線から伝えてくださり、次の保育にすぐに取り入れることができています。	話し合いの時間を取り、適切な支援内容を伝えます。
	2	支援終了後における訪問先施設との情報の共有化	○			訪問後に園と支援内容について話し合います。。						○				毎回、園だけでは気付けなかったところを専門の知識からわかりやすく教えてくださっています。	定期的に連絡をとって、支援内容について話し合います。
	3	支援実施後における家族との情報の共有化	○			訪問後に保護者に支援内容について報告しています。						○				具体的な支援内容について、園と家庭で共有しています。	支援内容を具体的に分かりやすく伝えていきます。
	4	個人情報の取扱いに対する十分な対応	○			取り扱いには十分、気を付けています。						○				十分に気を付けています。	四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人情報の取り扱いには細心の注意を払っています。
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	○				○										
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	○				○										
	3	服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況の確認の実施	○				○										
	4	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	○			年間を通して研修や虐待防止のセルフチェックを実施し、適切な対応ができるよう取り組んでいます。											
	5	虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	○			年間を通して研修や虐待防止のセルフチェックを実施し、適切な対応ができるよう取り組んでいます。											
	6	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での保育所等訪問支援計画への記載	○														